

証券コード：6859

平成25年6月3日

株 主 各 位

大阪市北区天神橋3丁目5番6号

エスペック株式会社

代表取締役社長 石 田 雅 昭

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル 大阪 5階 八重の間（末尾の会場ご案内図ご参照）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第60期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.espec.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、長引く円高や海外経済の減速、日中関係の悪化などにより先行き不透明な状況が継続しましたが、期末には政府のデフレ対策に伴い円安・株高が進行するとともに、海外経済減速の底打ちが見られるなど景気回復の期待感が高まる状況となりました。

当社の主要顧客におきましては、自動車関連メーカーでは開発用途を中心に積極的な投資が継続しましたが、二次電池やスマートフォン関連メーカーの投資は下期に踊り場を迎えました。家電メーカーにおいては、景況感の改善が見られた期末にかけても依然として投資意欲が回復しない状況となりました。

こうした中、当社は、拡大するグリーンテクノロジー市場での営業活動を強化するとともに、前期に市場投入した主力製品の省エネモデルによる買い替え促進や、設備投資が比較的堅調な恒温恒湿室ビルドインチャンバーやカスタム製品などの販売拡大に注力してまいりました。また、海外市場におきましては、中国・アジアを中心に引き続き売上拡大に努めてまいりました。

しかしながら、当期の経営成績につきましては、前期比で受注高は4.0%減少し30,412百万円、売上高は3.5%減少し30,799百万円となりました。利益面につきましては、原価率の改善や販管費の低減により、営業利益は前期比で2.1%増加し1,866百万円、当期純利益は税金費用の増加により36.8%減少し1,219百万円となりました。

	前期（第59期） 百万円	当期（第60期） 百万円	増減率（%）
受注高	31,692	30,412	△4.0
売上高	31,906	30,799	△3.5
営業利益	1,828	1,866	2.1
経常利益	2,076	2,162	4.1
当期純利益	1,929	1,219	△36.8

<装置事業>

環境試験器につきましては、国内市場では、新製品の販売が堅調に推移していましたが、下期の景気低迷の影響を受け、通期では前期並みの売上高となりました。また、恒温恒湿室ビルドインチャンバーにおいては市場の動きに的確に対応し、受注高が前期比で大幅に増加しましたが、長納期の大型案件が多く、今期の売上高にはつながりませんでした。海外市場では輸出や海外グループ会社が堅調に推移しました。こうした結果、環境試験器全体では、受注高・売上高ともに前期比で減少しました。

エナジーデバイス装置につきましては、エスペック本体では二次電池関連メーカーに対して製品拡充やデモ試験の実施による受注獲得・認知度向上に努め、受注高・売上高ともに前期比で増加しました。また、子会社のエスペックテクノ株式会社は、顧客の投資抑制により売上高は前期比で大幅に減少しました。エナジーデバイス装置全体では、受注高・売上高ともに前期比で増加しました。

半導体関連装置につきましては、評価システムが堅調に推移しましたが、受注高・売上高ともに好調であった前期比で減少しました。

FPD関連装置につきましては、国内メーカーなどからクリーンオープンを受注しましたが、受注高・売上高ともに前期比で大幅に減少しました。

こうした結果、装置事業全体では、前期比で受注高は5.9%減少し24,051百万円、売上高は5.9%減少し24,368百万円となりました。営業利益につきましては、原価率の改善や販管費の低減に取り組みましたが売上高の減少により、14.1%減少の1,339百万円となりました。

	前期（第59期） 百万円	当期（第60期） 百万円	増減率（%）
受注高	25,551	24,051	△5.9
売上高	25,889	24,368	△5.9
営業利益	1,559	1,339	△14.1

<サービス事業>

アフターサービス・エンジニアリングにつきましては、顧客の経費削減などにより前期比で受注高・売上高ともに減少しました。

受託試験・レンタルにつきましては、主力のテストコンサルティングにおいて自動車市場が伸長するとともにリセールが好調に推移し、前期比で受注高・売上高ともに増加しました。

こうした結果、サービス事業全体では、受注高は前期比で2.8%減少し5,169百万円、売上高は1.9%減少し5,201百万円となりました。営業利益につきましては、売上構成の変化などにより33.7%増加の650百万円となりました。

	前期（第59期） 百万円	当期（第60期） 百万円	増減率（%）
受注高	5,320	5,169	△2.8
売上高	5,301	5,201	△1.9
営業利益	486	650	33.7

<その他事業>

環境エンジニアリング事業では低迷していた森づくりが好調に推移するとともに、植物工場事業において震災復興関連で受注した大型案件を納入しました。こうした結果、その他事業全体では、前期比で受注高は38.8%増加し1,322百万円、売上高は61.4%増加し1,365百万円となりました。利益面につきましては、前期比で改善したものの123百万円の営業損失となりました。

	前期（第59期） 百万円	当期（第60期） 百万円	増減率（%）
受注高	952	1,322	38.8
売上高	845	1,365	61.4
営業損失（△）	△218	△123	—

<その他の企業活動>

当社グループは、「企業は社会の公器である」という考えのもと、さまざまな企業活動を通じて、ステークホルダー（利害関係者）のみなさまと互いに価値を交換し合い、共に歩むことで、持続的な企業価値の向上を目指しております。

当期は、福島第一原発事故で一時全村避難を余儀なくされた福島県川内村に建設される「川内高原農産物栽培工場」に、植物工場システムを納入いたしました。この「川内高原農産物栽培工場」は、密閉された屋内環境で安全・安心な野菜を栽培し全国に出荷することで、放射能汚染や風評被害により深刻な被害を被った川内村の農業再生と復興のシンボルとなると

ともに、帰村した住民の新たな雇用の場として期待されています。

環境経営への取り組みといたしましては、従来比最大70%の省エネを実現した恒温恒湿器「プラチナス」シリーズが、第33回優秀省エネルギー機器表彰「日本機械工業連合会会長賞」を受賞いたしました。これ以外にも、独自の技術により消費電力量を従来比で大幅に低減できる「省エネモデル」製品を市場に投入しております。また、電力不足への対応として当社製品の節電方法を「省エネガイド」にまとめ、情報提供してまいりました。

当社は平成19年度より継続して、京都府福知山市（当社主力工場所在地）の「福知山環境会議」との連携のもと地球温暖化対策の一つである「みどりのカーテン」の普及活動を推進しております。当期は普及活動のリーダーを育成する「ゴーヤ先生養成セミナー」を599名の方々に受講していただきました。このほか、宮城県気仙沼市の仮設住宅において、入居者のみなさまとともに「みどりのカーテン」となる苗の植え付けを行いました。

投資家のみなさまへの取り組みといたしましては、より多くの方々に当社の事業内容や経営計画をご理解いただくため、東京ビッグサイトで開催された「日経 I R フェア」に初めて出展いたしました。大変多くの方々にご来場いただき、個人投資家のみなさまとさまざまな情報交換をさせていただきました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資は、総額794百万円であり、完成および継続中の主要設備は次のとおりであります。

- ① 当期中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当期継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、第59期から第61期までの中期経営計画「プログレッシブ プラン2013」を掲げ、「売上高400億円以上、営業利益32億円以上」を最終年度の連結収益目標として取り組んでまいりました。しかしながら、長期化する円高による国内市場低迷の影響を受け、2年目である第60期において誠に遺憾ながら連結収益目標から大きく乖離することになりました。最終年度である第61期の連結収益目標・基本方針・重点戦略は以下のとおりであります。

1. 中期基本方針

『グリーンイノベーションを絶好のビジネスチャンスととらえ、“攻めの経営”に徹する!』

第59期をスタートとする中期経営計画においては、今後ますます加速される「グリーンイノベーション」を絶好のビジネスチャンスととらえ、“攻めの経営”に徹することで、プログレッシブな経営を展開していくことを目指しています。

2. 第61期の連結収益目標

売上高：320億円　営業利益：23億円　（営業利益率7%）

3. 第61期の基本方針

- (1) “よりスピーディ”に、“よりダイナミック”に成長戦略を推進する
- (2) 国内市場で勝ち残るために“事業範囲の拡大”と“効率化”を図る

4. 主な重点戦略

- (1) 「グリーンテクノロジー市場での取り組み範囲の拡大」

二次電池、パワー半導体、太陽電池などに関連する市場を「グリーンテクノロジー市場」と位置付けて取り組んでおります。特に大きな成長が見込めるエコカー市場において取り組みを強化してまいります。

- ①カスタム対応力の強化を図り、二次電池からエコカー本体に至るまで試験の対象範囲を拡大してまいります。
- ②二次電池の信頼性試験に加え、需要が高まる安全性試験の分野にも取り組み範囲を拡大いたします。
- ③二次電池の信頼性試験・安全性試験に特化した受託試験所を開設し、認知度向上を図ってまいります。

(2) 「複線型製品ラインの実現と東南アジア市場の深耕を目指した中国・アジア戦略のスピードアップ」

最重点市場と位置付けている中国・アジアにおいて、戦略のスピードアップを目指してまいります。

①海外の生産拠点における生產品目の拡大や生産会社の設立を進めるとともに、海外専用モデルの開発を促進してまいります。これにより、高信頼性、高精度な性能、高い環境性能といったハイクオリティで新規ニーズに適合する日本製品と、価格競争力のある海外グループ会社製品により、複線型製品ラインの確立を目指してまいります。

②日系企業の東南アジア進出をサポートする専門部署「ASEANサポートデスク」の設置や海外グループ会社との連携強化により、輸出拡大につなげてまいります。

(3) 「国内市場での事業範囲の拡大と既存事業の効率化」

国内における環境試験市場はすでに成熟期を迎え、競争が激化しておりますが、成長戦略を支える収益基盤として磐石なものにしてまいります。

①グリーンテクノロジー市場、特にニーズが拡大するエコカーの分野において、カスタム対応力を強化してまいります。

②医薬品、化粧品、食品の分野を「ライフ市場」と位置付け、製品開発を進め、事業拡大を図ってまいります。

③製品に搭載されたネットワーク機能を活用した新しいサービスにより、事業範囲を拡大してまいります。

④主要製品のモデルチェンジを推進するとともに、新製品の魅力をさらに向上させ、買い替え促進につなげてまいります。

⑤成長戦略への経営資源のシフトに向けて、販売・サービスにおいて情報システムの活用や代理店各社との連携強化など徹底的な効率化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第57期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第58期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第59期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第60期(当期) (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	22,989	30,924	31,692	30,412
売 上 高 (百万円)	23,775	29,589	31,906	30,799
営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	△738	1,391	1,828	1,866
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△565	1,683	2,076	2,162
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△2,630	1,654	1,929	1,219
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△110.84	70.03	82.31	52.43
総 資 産 (百万円)	34,837	37,905	38,628	39,724
純 資 産 (百万円)	26,637	27,580	29,050	30,455

(注) 百万単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
エスペックテクノ株式会社	千円 170,000	% 100.0	電池等各種デバイス検査装置、生産用環境装置の製造・販売
エスペック九州株式会社	千円 20,000	% 100.0	環境試験器等の販売
エスペックミック株式会社	千円 79,000	% 100.0	森づくり、水辺づくり、都市緑化、環境測定・分析、植物工場
ESPEC NORTH AMERICA, INC.	千米ドル 8,510	% 100.0	環境試験器等の製造・販売・修理
上海愛ス佩克環境設備有限公司	千人民元 26,985	% 60.0	環境試験器等の製造・販売
ESPEC (CHINA) LIMITED	千香港ドル 16,065	% 100.0	環境試験器等の販売
愛ス佩克環境儀器（上海）有限公司	千人民元 8,277	% 100.0 (100.0)	環境試験器等の販売
ESPEC KOREA CORP.	千ウォン 3,700,000	% 100.0	環境試験器等の製造・販売

(注) 1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

2. エスペックテクノ株式会社は、平成25年4月1日付で事業内容を一部変更し、エスペックテストシステム株式会社に商号変更いたしました。
3. ESPEC (CHINA) LIMITEDは、平成24年12月7日付で愛ス佩克環境儀器（上海）有限公司および非連結子会社である愛ス佩克測試科技（上海）有限公司の出資持分の全てを取得し、資本金を16,065千香港ドルに増資いたしました。
4. ESPEC (CHINA) LIMITEDは、平成25年4月26日付で資本金を47,425千香港ドルに増資いたしました。
5. ESPEC (CHINA) LIMITEDは、平成25年5月7日付で同社の100%出資子会社となる愛ス佩克試験儀器（広東）有限公司を設立いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業	業	主要製品等
装置事業	環境試験器	恒温恒湿器、恒温恒湿室、冷熱衝撃装置、小型環境試験器、複合試験装置
	エネルギーデバイス装置	充放電評価システム、電極乾燥装置
	半導体装置	バーンイン装置、半導体評価装置、計測システム
	F P D 装置	枚葉式クリーンオープン
サービス事業	アフターサービス・エンジニアリング	メンテナンス、機器周辺工事
	受託試験・レンタル	受託試験、機器レンタル、リセール、校正
その他事業	環境エンジニアリング	森づくり、水辺づくり、都市緑化、環境測定・分析
	新規事業	植物工場

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	大阪市北区天神橋3丁目5番6号
営業拠点	首都圏オフィス（東京都港区）、神奈川オフィス（神奈川県川崎市） 大阪オフィス（大阪府寝屋川市） 仙台営業所（仙台市泉区）、熊谷営業所（埼玉県熊谷市） 名古屋営業所（名古屋市名東区）、広島営業所（広島市安佐南区） 福岡営業所（福岡市博多区）
工場その他事業所	福知山工場（京都府福知山市） 宇都宮テクノコンプレックス（栃木県宇都宮市） 神戸R&Dセンター（神戸市北区）

② 重要な子会社

国内	エスペックテクノ株式会社（神戸市東灘区） エスペック九州株式会社（北九州市小倉北区） エスペックミック株式会社（愛知県丹羽郡）
海外	ESPEC NORTH AMERICA, INC.（米国） 上海愛斯佩克環境設備有限公司（中国） 愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司（中国） ESPEC (CHINA) LIMITED（香港） ESPEC KOREA CORP.（韓国）

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人数

区 分	使用人数	前期末比増減
装 置 事 業	977名	△ 20名
サ ー ビ ス 事 業	222名	△ 2名
そ の 他 事 業	44名	+ 3名
報 告 セ グ メ ン ト 計	1,243名	△ 19名
全 社 (共 通)	74名	△ 1名
合 計	1,317名	△ 20名

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	759名	△ 18名	42才9カ月	18年7カ月
女 性	85名	+ 5名	36才7カ月	11年6カ月
合計または 平均	844名	△ 13名	42才2カ月	17年10カ月

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者11名、嘱託および準社員56名を含めておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,259,945株（自己株式521,449株を除く）
- (3) 株主数 6,190名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
エ スペ ッ ク 取 引 先 持 株 会	1,836	7.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,018	4.37
エ スペ ッ ク 従 業 員 持 株 会	824	3.54
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	790	3.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	740	3.18
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	526	2.26
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	513	2.20
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	468	2.01
株 式 会 社 立 花 エ レ テ ッ ク	419	1.80
因 幡 電 機 産 業 株 式 会 社	310	1.33

(注) 1. 持株比率は、自己株式（521,449株）を控除して計算しております。

2. 金融商品取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、下記のとおり報告を受けておりますが、当社として決算期末日における実質所有株式数の確認ができていないものについては、上記の大株主には含めておりません。

提 出 者	持 株 数	持株等保有割合	報告義務発生日
D I A Mアセットマネジメント株式会社	962千株	4.05%	平成25年1月31日

提 出 者	持 株 数	持株等保有割合	報告義務発生日
株式会社みずほコーポレート銀行	513千株	2.16%	平成24年10月31日
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	47千株	0.20%	
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	325千株	1.37%	
合 計	886千株	3.73%	

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成25年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長	石 田 雅 昭		ESPEC (CHINA) LIMITED 代表取締役 上海愛斯佩克環境設備 有限公司 董事長
常務取締役	廣 信 義	管理・中国事業戦略担当 輸出管理本部長	ESPEC (CHINA) LIMITED 代表取締役
常務取締役	島 田 種 雄	営業・CS担当 営業本部長 国際事業本部長	愛斯佩克環境儀器 (上海) 有限公司 董事長 ESPEC KOREA CORP. 代表理事 愛斯佩克測試科技 (上海) 有限公司 董事長
常務取締役	石 井 邦 和	技術・信頼性試験担当 バッテリーリユージョンシステム事業部長 設計本部長	ESPEC NORTH AMERICA, INC. 代表取締役
取 締 役	桶 谷 馨	生産・モノづくり改革・ 植物工場事業・環境管理担当 生産本部長 福知山工場長	ESPEC NORTH AMERICA, INC. 代表取締役
取 締 役	村 上 精 一	開発担当 モノづくり改革本部長 開発本部長	
取 締 役	志 関 誠 男		
常勤監査役	松 南 雅 己		
常勤監査役	村 上 充		
監 査 役	松 村 安 之		弁護士 唯一法律事務所 所長弁護士
監 査 役	村 瀬 一 郎		公認会計士、税理士 村瀬一郎公認会計士事務所 所長

(注) 1. 当期中の取締役の異動

- ・平成24年6月26日開催の第59回定時株主総会において、村上 精一氏は、新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ・平成24年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、取締役 進 信義氏および 檜作 榮四郎氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 平成25年5月7日付で、石田 雅昭氏は愛ス佩克試験儀器（広東）有限公司の董事長に就任いたしました。
 3. 平成24年6月26日付で、島田 種雄氏および石井 邦和氏は常務取締役に就任いたしました。
 4. 取締役 志関 誠男氏は、社外取締役であります。
 5. 監査役 松村 安之氏および村瀬 一郎氏は、社外監査役であります。
 6. 監査役 松村 安之氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 7. 監査役 村瀬 一郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	155百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	43百万円 (12百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (3名)	199百万円 (18百万円)

- (注) 1. 平成20年6月24日開催の第55回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内および監査役の報酬限度額を年額8千万円以内と決議いただいております。
2. 上記のほか、平成24年6月26日開催の第59回定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し22百万円の退職慰労金を支給しております。なお、役員退職慰労金制度につきましては、平成14年6月の定時株主総会時に廃止しており、それ以降の期間については加算しておりませんので、当該退職慰労金は、平成14年6月までの期間に対するものであります。
 3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外監査役	松 村 安 之	唯一法律事務所 所長弁護士	特別な関係はありません
	村 瀬 一 郎	村瀬一郎公認会計士事務所 所長	特別な関係はありません

② 社外役員の主な活動状況等

区 分	氏 名	主な活動状況等
社外取締役	志 関 誠 男	当期開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	松 村 安 之	当期開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、また、監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
	村 瀬 一 郎	当期開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、また、監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等

30,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

(注) 監査法人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任手続きを行うほか、その他の事由により会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査役会規定および監査役監査基準に基づき、監査役会の同意または請求により、取締役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

なお、毎期、監査役会は会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行の状況等を考慮し検討いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム整備の基本方針の概要については次のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - I. 当社の基本理念・経営理念・運営理念などを明文化した『THE ESPEC MIND』に基づき、『エスペック行動憲章・行動規範』を制定し、取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守するための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取組みを全社横断的に統括し、取締役および使用人への教育・啓蒙を行う。
 - II. 反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求に対しても応じない。
 - III. 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
 - IV. 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告し適切な処置を実施する。
 - V. 監査役は経営の意思決定や業務執行について、その手続きや執行状況などが法令・定款に違反していないことを確認し、社長直轄である内部監査部門は各業務執行部門のコンプライアンス状況を監査し、その結果を適宜、社長、取締役会および監査役会に報告する。
 - VI. 法令上疑義のある行為等を発見した取締役および使用人が通報し早期に是正する体制として、相談通報窓口を社内外に設置・運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規定・その他社内規定に基づき文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存・管理する。保存期間については別途定める。取締役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - I. 全社的なリスクの識別・評価については、所管部門や検討部会にて実施し、その結果をリスク管理委員会にて審議し承認する。リスクへの対応については、関連諸規定・付議基準に基づき取締役会や関連会議体にて個別リスクを評価のうえ対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を行わせる。

- II. 危機管理の対象となる事象が発生した場合には、危機管理規定に基づき適切・迅速に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - I. 取締役会については、取締役会規定に従って運営し、定期的に（1ヵ月に1回）開催する。
 - II. 招集通知には議題を記載するとともに事前説明や資料の事前配布を行うなど取締役会の効率的運営は、取締役会事務局である総務部門が行う。
 - III. 重要な会議体などにおける審議事項・決議事項などの重要事項については、取締役会および各取締役へ文書、電子メール等を用いて遅滞なく伝達する。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - I. 当社取締役および子会社取締役は、各部門・各社についての内部統制の確立および運用の権限と責任を有する。
 - II. 当社は『エスペック行動憲章・行動規範』や社内規定等の当社および子会社への徹底を図るとともに、内部統制に関する担当部署を設置し、当社および子会社における内部統制の構築を目指す。また、関係会社管理担当部門を定め、当社および子会社間の内部統制に関する協議・情報の共有化・指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
 - III. 当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を被監査部門およびその責任者に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導・助言を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が、監査役会の運営や監査業務など、必要に応じて職務の補助を行う使用人を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議のうえ任命する。任命された使用人は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - I. 取締役および使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項や法定の事項に加え、業務執行の状況や内部監査の結果を監査役へ適宜報告し、会社に著しい損害が生じるおそれのある事項を発見した場合や他の取締役および使用人が法令・定款の違反行為をし、またはこれら行為をするおそれがある場合は速やかに報告する。

- II. 前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対してこれらの報告を求めることができ、取締役会に出席するほか、必要に応じて重要な会議に出席することができる。
 - III. 相談通報窓口（3カ所）のうち1カ所を常勤監査役が担当し、取締役および使用人より広く報告を受け得る体制とする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われるための体制
- I. 監査役監査基準により監査を行うとともに、会計監査については監査法人と定期的に意見交換を行い、業務監査については内部監査部門と連携して行う。
 - II. 監査役と代表取締役社長との会合を定期的にもち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

- ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」という）

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主および投資家のみなさまによる自由な取引に委ねられているため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主のみなさまのご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前にと取締役会の賛同を得ずに行われる株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・

交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主のみなさまの共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

I. 企業価値の源泉

当社は「環境創造技術をかなめに展開するサービス」による「より確かな生環境の提供」をミッションとし、自らの手で次代を切り開く「プログレッシブ（進取的）」な精神のもと、いち早く環境試験の必要性を認識し、昭和36年に国内初となる環境試験器を開発するなど積極的に事業を展開してまいりました。環境試験器は、お客さまのさまざまな製品・部品がどのような環境下においても正常に機能するかという観点から、事前にその信頼性・品質の評価を行う試験器であります。そのため、当社はこの環境試験器が、技術の進歩・産業の発展に貢献し、私達の暮らしを支えるさまざまな製品・部品の信頼と安心・安全を確保するものであると考えるとともに、当社の企業成長そのものが、株主、国内外のお客さま、お取引先、当社使用人その他のステークホルダー（利害関係者）のみなさまにさらなる価値を提供し、みなさまからの一層の信頼を得ることにつながるものと確信しております。このように、当社からみなさまに価値を提供し、他方でみなさまからの一層の信頼を得るということは、当社の経営理念であります「価値交換性の高い企業」を実現するものであるとともに、株主のみなさまの共同の利益の確保・向上にも資するものでもあると考えております。

当社の企業価値の源泉は、独自の企業文化と当社成長を支える優秀な社員、国内外のお客さま・お取引先と構築した信頼関係をベースとして長年培ってきた高い技術・ノウハウや、世界に広がる生産・販売・サービスネットワーク、国際レベルの品質保証体制であり、それらにより「エスペック」ブランドは全世界のお客さまから高い信頼を得て、確固たる地位を確立しております。

また、当社のコアコンピタンスである「環境創造技術」をベースに、エナジーデバイス装置や植物工場などの新たな市場に事業を展開し、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に向けて、積極的に企業活動を推進しております。

II. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みとして、中期経営計画および年度経営計画を策定するとともに、各計画の重点施策を定めております。今後も当社は、中長期的な視点に立ちながら、これらの戦略の実現に努めていくことで、さらなる成長、拡大を実現し、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

また、当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、永続的な企業価値の向上が株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の基本であると考えており、配当金につきましては、継続性と配当性向を勘案して決定し、内部留保金につきましては、将来の利益の源泉となる新製品開発や事業戦略への投資に活用することを基本方針としております。

III. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、企業は人々のさまざまな願いや社会の期待に応えるための役割や機能を果たす社会的な装置であるという「企業は公器」との考えのもと、株主のみなさま、企業活動を進めるうえで関わり合うお客さま、お取引先、使用人その他のステークホルダー（利害関係者）との間で、お互いにとってより良い関係を築き、みなさまに対してより高い価値を提供することで、「価値交換性の高い企業」を目指しております。

この基本的な考えを踏まえて事業活動を行うにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠であることから、コンプライアンスの確保と、より透明性・効率性の高い経営体制の確立を目指しております。

当社は、監査役設置会社であり、監査役は毎月開催される取締役会および主要会議に必ず出席し、協議・決定された事項に対して適正な監査を行っております。また、取締役の任期は1年とし、経営責任の明確化を図っております。

平成25年6月以降は第60回定時株主総会において、取締役および監査役選任の議案をご承認いただくことを前提として、取締役は社外取締役1名を含む7名、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名で構成する予定であり、さらなる業務運営の客観性と適正性および透明性の確保に努めてまいります。また、意思決定および業務執行が、法令・定款・社内規定を遵守し適正に行われるために必要な体制・制度を整備し、その運営状況のチェックと自浄機能が作用される社内システムの維持・構築を、内部統制に関する基本理念としております。

今後も当社は、独自の企業文化と長年培ってきた高い技術とノウハウ、ならびに株主のみなさま・国内外のお客さま・お取引先・使用人および地域社会等のステークホルダー（利害関係者）のみなさまとの間に構築された良好な信頼関係の維持・促進に取り組むとともに、中期経営計画達成に向けた戦略・施策の推進や、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組むことで、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

I. 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上を目的とするものであります。

当社は、当社株式の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付けの提案に応じるか否かの判断は、株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付け等の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資さないものも想定されます。

当社が、独自の技術・製品開発や高い生産性・オペレーションを維持・向上させ、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた高い技術・ノウハウや人的資産の流出を防ぎ、これらの資産を中長期的に保護・育成していくこと、さらにはお客さまやお取引先をはじめとするステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を維持・促進していくなど、当社独自の企業文化や経営資源に対する十分な認識と適正な判断が重要な要素であると考えられます。これらが、当社の株式の大量買付けを行う者により、中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益は毀損されることとなります。また、経営に関与していない買付者からの大量買付けの提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した

うえで、当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上のことから、当社は、当社株式に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資すると考え、大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下、「大量買付ルール」という）を設定するとともに、上記①記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みが引き続き必要と判断し、対抗措置の発動手続き等も含め「当社株式の大量買付行為への対応策」として本プランを継続することといたしました。

II. 本プランの概要

本プランは、当社株式の特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます）に応じるか否かを株主のみなさまに適切にご判断いただくための必要十分な情報および時間を確保するために、大量買付者から意向表明書が当社取締役会または代表取締役に対して提出された場合には、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉または株主のみなさまへの代替案の提案等を行い、公表することとしています。したがって、大量買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置をとりません。他方、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗することがあります。

以上は当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の概要ですが、詳細の内容につきましては、以下の当社ホームページをご参照ください。

継続に関するお知らせ（平成23年5月13日）

(<http://www.espec.co.jp/corporate/newsrelease/110513/110513.pdf>)

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします）も加算するものとします）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。
各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

④ 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

I. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保するための取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

II. 本プランが当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

A. 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

B. 株主のみなさまの意思の重視と情報開示

当社は、本プランの継続には株主のみなさまの意思が反映されるものとしております。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続および廃止は、株主のみなさまの意思を尊重した形になっております。

さらに、株主のみなさまに、本プランの廃止等の判断および大量買付行為に応じた当社株式の売却を行うか否かについての判断の際の意思形成を適切に行っていたくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主のみなさまへ当社取締役会が適当と認める方法により速やかに開示することとしております。

C. 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

ア. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

イ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、または大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

ウ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めをおいておりませんので、該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	28,414	流 動 負 債	7,692
現金及び預金	9,371	支払手形及び買掛金	4,730
受取手形及び売掛金	11,264	未払法人税等	203
有価証券	3,901	賞与引当金	372
商品及び製品	333	役員賞与引当金	3
仕掛品	926	製品保証引当金	239
原材料及び貯蔵品	1,101	その他	2,142
繰延税金資産	386	固 定 負 債	1,576
その他	1,137	繰延税金負債	205
貸倒引当金	△6	退職給付引当金	26
固 定 資 産	11,309	役員退職慰労引当金	19
有形固定資産	8,530	資産除去債務	51
建物及び構築物	3,060	再評価に係る繰延税金負債	626
機械装置及び運搬具	397	その他	646
工具、器具及び備品	569	負 債 合 計	9,269
土地	4,406	(純 資 産 の 部)	
リース資産	50	株 主 資 本	31,327
建設仮勘定	45	資本金	6,895
無形固定資産	217	資本剰余金	7,172
投資その他の資産	2,561	利益剰余金	17,619
投資有価証券	1,896	自己株式	△360
繰延税金資産	16	その他の包括利益累計額	△1,062
その他	681	その他有価証券評価差額金	443
貸倒引当金	△33	土地再評価差額金	△742
資 産 合 計	39,724	為替換算調整勘定	△763
		少 数 株 主 持 分	190
		純 資 産 合 計	30,455
		負 債 純 資 産 合 計	39,724

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		30,799
売上原価		20,518
売上総利益		10,281
販売費及び一般管理費		8,414
営業利益		1,866
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	52	
為替差益	139	
持分法による投資利益	50	
その他	61	328
営業外費用		
支払利息	1	
有価証券売却損	7	
支払手数料	11	
その他	13	33
経常利益		2,162
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産除却損	7	
投資有価証券売却損	12	
関係会社出資金売却損	11	
減損損失	2	
特別退職金	38	
その他	0	72
税金等調整前当期純利益		2,094
法人税、住民税及び事業税	449	
法人税等調整額	346	796
少数株主損益調整前当期純利益		1,298
少数株主利益		78
当期純利益		1,219

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本		
資本金		
当期首残高	6,895	
当期末残高	<u>6,895</u>	
資本剰余金		
当期首残高	7,172	
当期末残高	<u>7,172</u>	
利益剰余金		
当期首残高	16,869	
当期変動額		
剰余金の配当	△465	
当期純利益	1,219	
その他	△4	
当期変動額合計	<u>750</u>	
当期末残高	<u>17,619</u>	
自己株式		
当期首残高	△360	
当期変動額		
自己株式の取得	△0	
当期変動額合計	<u>△0</u>	
当期末残高	<u>△360</u>	
株主資本合計		
当期首残高	30,577	
当期変動額		
剰余金の配当	△465	
当期純利益	1,219	
自己株式の取得	△0	
その他	△4	
当期変動額合計	<u>749</u>	
当期末残高	<u>31,327</u>	

その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	227
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	215
当期変動額合計	215
当期末残高	443
土地再評価差額金	
当期首残高	△741
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1
当期変動額合計	△1
当期末残高	△742
為替換算調整勘定	
当期首残高	△1,174
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	411
当期変動額合計	411
当期末残高	△763
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△1,687
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	625
当期変動額合計	625
当期末残高	△1,062
少数株主持分	
当期首残高	160
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29
当期変動額合計	29
当期末残高	190
純資産合計	
当期首残高	29,050
当期変動額	
剰余金の配当	△465
当期純利益	1,219
自己株式の取得	△0
その他	△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	655
当期変動額合計	1,404
当期末残高	30,455

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

ESPEC NORTH AMERICA, INC.

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし

- (2) 持分法適用の関連会社の数 1社

- (3) 持分法を適用していない非連結子会社（ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD. 他）は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲または持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、持分法適用の関連会社であった広州愛斯佩克環境儀器有限公司の出資持分の全部を譲渡したため、持分法の適用範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が12月31日のESPEC NORTH AMERICA, INC.、ESPEC (CHINA) LIMITED、愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司、上海愛斯佩克環境設備有限公司およびESPEC KOREA CORP. は、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

- (ロ) デリバティブ

時価法によっております。

- (ハ) たな卸資産

仕掛品は主として個別法による、その他のたな卸資産は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

（会計方針の変更）

従来、当社および国内子会社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）を除く）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法へ変更しております。

この変更は、会社を取り巻く経営環境の変化に対応して、今後は国内市場においては顧客の設備更新需要を中心として、安定的な成長を目指すこととし、海外市場では、現地での生産体制をより強化する方針としたことを契機として、設備の使用 방법에照らした償却方法を再検討した結果、今後は現有設備を長期安定的に使用するための維持・更新を目的とした投資が中心となり、投資効果が収益に対して長期安定的に貢献することが見込まれることから、取得原価を耐用年数にわたって均等配分する定額法による減価償却がより合理的であると判断したことによるものです。

これにより、従来の方法によった場合と比較して当連結会計年度の減価償却費は228百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ223百万円増加しております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

(ニ) 製品保証引当金

製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上しております。

- (ホ) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理しております。
 また、年金資産が退職給付債務を上回っているため、その差額を前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。
- (ハ) 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議しておりますが、現任役員の役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。
- (ロ) 消費税等の会計処理
 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

定期預金	4百万円
------	------
 - (2) 担保付債務

買掛金	一百万円
-----	------
2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,623百万円
3. 受取手形裏書譲渡高 19百万円
4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づいて事業用土地の再評価を行っております。

 - (1) 土地の再評価方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行う方法および同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。
 - (2) 再評価を行った年月日
 平成14年3月29日
 - (3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額
 △1,024百万円

Ⅲ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	23,781,394株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	302,384,836円
1株当たりの配当額	13円00銭
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月27日

(2) 配当金支払額

平成24年11月13日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	162,821,008円
1株当たりの配当額	7円00銭
基準日	平成24年9月30日
効力発生日	平成24年12月7日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成25年6月25日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	186,079,560円
1株当たりの配当額	8円00銭
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月26日

3. 当連結会計年度末の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金等の金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、外貨建営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	9,371	9,371	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,264	11,264	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,749	5,749	—
(4) 支払手形及び買掛金	(4,730)	(4,730)	—
(5) 未払法人税等	(203)	(203)	—
(6) デリバティブ取引	(7)	(7)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格等によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、ならびに(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	48

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

V 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,301円17銭
1株当たり当期純利益	52円43銭

VI 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、平成25年3月11日開催の取締役会において、中国に子会社を設立することを決議し、平成25年5月7日に中国当局より営業許可証を取得いたしました。

(1) 設立の理由

当社は、成長戦略の一つに中国・アジアを中心とした海外事業の拡大を掲げております。現在、中国（上海市）、米国、韓国に生産子会社を有しておりますが、中国・アジア戦略のさらなるスピードアップを図るため、広州市に新たに生産子会社を設立いたしました。

(2) 子会社の概要

①商号	愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司
②所在地	中国 広東省 広州市
③代表者	董事長 石田 雅昭（当社代表取締役社長）
④事業内容	環境試験機器の製造、販売
⑤資本金	37,000千人民元
⑥出資比率	ESPEC (CHINA) LIMITED（当社100%子会社） 100%
⑦設立年月日	平成25年5月7日
⑧決算期	12月

VII その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

エスペック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 訓 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 村 圭 志 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスペック株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスベック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な減価償却資産の減価償却の方法に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,588	流動負債	5,536
現金及び預金	7,061	支払手形	460
受取手形	3,320	買掛金	3,230
売掛金	6,086	リース債務	17
有価証券	3,901	未払金	447
金銭債権信託受益権	701	未払費用	379
商品及び製品	97	未払法人税等	90
仕掛品	577	前受金	29
原材料及び貯蔵品	613	預り金	248
前渡金	2	賞与引当金	357
前払費用	112	製品保証引当金	192
繰延税金資産	327	設備関係支払手形	3
短期貸付金	454	その他	80
未収入金	301	固定負債	1,428
その他	32	リース債務	33
固定資産	12,481	長期預り保証金	610
有形固定資産	7,397	資産除去債務	51
建物	2,341	再評価に係る繰延税金負債	626
構築物	102	その他	106
機械及び装置	188	負債合計	6,965
車両運搬具	5	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	534	株主資本	29,397
土地	4,142	資本金	6,895
リース資産	47	資本剰余金	7,172
建設仮勘定	35	資本準備金	7,136
無形固定資産	181	その他資本剰余金	36
ソフトウェア	142	利益剰余金	15,689
ソフトウェア仮勘定	12	利益準備金	469
その他	26	その他利益剰余金	15,219
投資その他の資産	4,902	別途積立金	11,280
投資有価証券	1,861	繰越利益剰余金	3,939
関係会社株式	2,268	自己株式	△360
出資金	0	評価・換算差額等	△293
関係会社出資金	330	その他有価証券評価差額金	449
関係会社長期貸付金	51	土地再評価差額金	△742
長期前払費用	59	純資産合計	29,104
その他	362	負債純資産合計	36,070
貸倒引当金	△32		
資産合計	36,070		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		23,267
売 上 原 価		15,456
売 上 総 利 益		7,811
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,584
営 業 利 益		1,226
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
有 価 証 券 利 息	5	
受 取 配 当 金	242	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	6	
経 営 指 導 料	44	
為 替 差 益	107	
そ の 他	33	454
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	8	
有 価 証 券 売 却 損	7	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	0	
そ の 他	5	22
経 常 利 益		1,659
特 別 利 益		
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	465	
そ の 他	1	466
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3	
減 損 損 失	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	12	17
税 引 前 当 期 純 利 益		2,108
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	246	
法 人 税 等 調 整 額	351	597
当 期 純 利 益		1,511

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本	
資本金	
当期首残高	6,895
当期末残高	6,895
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	7,136
当期末残高	7,136
その他資本剰余金	
当期首残高	36
当期末残高	36
資本剰余金合計	
当期首残高	7,172
当期末残高	7,172
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	469
当期末残高	469
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	11,280
当期末残高	11,280
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,892
当期変動額	
剰余金の配当	△465
当期純利益	1,511
その他	1
当期変動額合計	1,046
当期末残高	3,939
利益剰余金合計	
当期首残高	14,642
当期変動額	
剰余金の配当	△465
当期純利益	1,511
その他	1
当期変動額合計	1,046
当期末残高	15,689
自己株式	
当期首残高	△360
当期変動額	
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△360

株主資本合計	
当期首残高	28,351
当期変動額	
剰余金の配当	△465
当期純利益	1,511
自己株式の取得	△0
その他	1
当期変動額合計	1,046
当期末残高	29,397
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	234
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	215
当期変動額合計	215
当期末残高	449
土地再評価差額金	
当期首残高	△741
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1
当期変動額合計	△1
当期末残高	△742
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△507
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	214
当期変動額合計	214
当期末残高	△293
純資産合計	
当期首残高	27,843
当期変動額	
剰余金の配当	△465
当期純利益	1,511
自己株式の取得	△0
その他	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	214
当期変動額合計	1,260
当期末残高	29,104

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (イ) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (ロ) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (イ) 製品・原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。製品の一部で個別法を採っております。
- (ロ) 仕掛品 個別原価計算手続きに基づく個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～50年

（会計方針の変更）

従来、当社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）を除く）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法へ変更しております。

この変更は、会社を取り巻く経営環境の変化に対応して、今後は国内市場においては顧客の設備更新需要を中心として、安定的な成長を目指すこととし、海外市場では、現地での生産体制をより強化する方針としたことを契機として、設備の使用方に照らした償却方法を再検討した結果、今後は現有設備を長期安定的に使用するための維持・更新を目的とした投資が中心となり、投資効果が収益に対して長期安定的に貢献することが見込まれることから、取得原価を耐用年数にわたって均等配分する定額法による減価償却がより合理的であると判断したことによるものです。

これにより、従来の方針によった場合と比較して当事業年度の減価償却費は225百万円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ220百万円増加しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 自社利用のソフトウェア 5年
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用
 しております。
 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移
 外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に
 係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
- (4) 投資その他の資産（長期前払費用） 法人税法に規定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸
 倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に
 回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により
 計上しております。
- (3) 製品保証引当金 製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備
 えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上
 しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職
 給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上して
 おります。
 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存
 勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により翌事業
 年度から費用処理しております。
 また、年金資産が退職給付債務を上回っているため、その差額
 を前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて
 計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており
 ます。
5. 表示方法の変更に関する注記
- 前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期貸付金」は、資産の総額の100分
 の1を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「流動資産」
 の「その他」に含まれる「短期貸付金」は345百万円であります。

II 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,802百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,611百万円 |
| 長期金銭債権 | 51百万円 |
| 短期金銭債務 | 70百万円 |
| 3. 土地の再評価 | |
| 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づいて事業用土地の再評価を行っております。 | |
| (1) 土地の再評価方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行う方法および同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。 | |
| (2) 再評価を行った年月日 | |
| 平成14年3月29日 | |
| (3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | |
| △1,024百万円 | |

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	2,150百万円
仕入高等	539百万円
営業取引以外の取引高	247百万円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数	
普通株式	521,449株

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払社会保険料	19百万円
賞与引当金	135百万円
製品保証引当金	72百万円
未払事業税	23百万円
投資有価証券評価損	203百万円
資産除去債務	18百万円
減損損失	30百万円
減価償却限度超過額	9百万円
繰越欠損金	30百万円
その他	98百万円
繰延税金資産小計	641百万円
評価性引当額	△270百万円
繰延税金資産合計	370百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務	3百万円
前払年金費用	22百万円
その他有価証券評価差額金	123百万円
繰延税金負債合計	149百万円
繰延税金資産の純額	220百万円

上記以外に土地の再評価に係る繰延税金資産および負債があり、その内訳は以下のとおりであります。

(再評価に係る繰延税金資産)

再評価に係る繰延税金資産	667百万円
評価性引当額	△667百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	一百万円

(再評価に係る繰延税金負債)

再評価に係る繰延税金負債	626百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	626百万円

VI リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、試験用設備の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	36百万円	33百万円	2百万円
合 計	36百万円	33百万円	2百万円

なお、取得原価相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	3百万円
1年超	一百万円
合計	3百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	45百万円
減価償却費相当額	34百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

VII 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,251円27銭
1株当たり当期純利益	64円96銭

IX 重要な後発事象に関する注記

(子会社の増資)

当社は、平成25年3月11日開催の取締役会の決議に基づき、次のとおり連結子会社の増資払込を完了いたしました。

(1) 増資の理由

中国新会社の設立資金

(2) 増資の内容

①払込金額

25,000千人民元

②払込日

平成25年4月25日

(3) 増資する連結子会社の概要

①会社名

ESPEC (CHINA) LIMITED

②事業内容

環境試験機器等の販売

③資本金

47,425千香港ドル (増資後)

④出資比率

当社100%

X その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

エスペック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 訓 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 村 圭 志 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスペック株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

固定資産の減価償却方法に記載されているとおり、会社は当事業年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月13日

エスペック株式会社 監査役会

常勤監査役 松 南 雅 己 ⑩

常勤監査役 村 上 充 ⑩

監 査 役 (社外監査役) 松 村 安 之 ⑩

監 査 役 (社外監査役) 村 瀬 一 郎 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、永続的な企業価値の向上が株主価値向上の基本であるとし、継続性と配当性向を勘案して配当を決定することを基本方針としております。

期末の配当金につきましては、上記基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額186,079,560円

なお、中間配当金として7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき15円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いしだ まさあき 石田 雅 昭 (昭和29年11月26日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 取締役 平成21年6月 常務取締役 平成23年4月 代表取締役社長（現在） （重要な兼職の状況） ESPEC (CHINA) LIMITED 代表取締役 上海愛斯佩克環境設備有限公司 董事長 愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司 董事長	53,859株
2	しまだ たねお 島田 種 雄 (昭和32年10月15日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 営業本部長（現在） 平成21年6月 取締役 平成24年4月 営業・CS担当（現在） 国際事業本部長（現在） 平成24年6月 常務取締役（現在） （重要な兼職の状況） 愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司 董事長 ESPEC KOREA CORP. 代表理事 愛斯佩克測定科技（上海）有限公司 董事長	27,143株
3	いしい くにかず 石井 邦 和 (昭和33年5月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年4月 設計本部長（現在） 平成21年6月 取締役 平成23年10月 バッテリーソリューションシステム事業部長（現在） 平成24年4月 技術・信頼性試験担当（現在） 平成24年6月 常務取締役（現在） （重要な兼職の状況） ESPEC NORTH AMERICA, INC. 代表取締役	22,227株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	おけや かおる 桶谷 馨 (昭和34年6月28日生)	平成17年5月 当社入社 平成21年4月 生産本部長 兼 福知山工場長 (現在) 平成23年4月 環境管理担当 (現在) 平成23年6月 取締役 (現在) 平成24年4月 生産担当 (現在) (重要な兼職の状況) ESPEC NORTH AMERICA, INC. 代表取締役	10,612株
5	むらかみ せいいち 村上 精一 (昭和33年6月21日生)	昭和56年4月 当社入社 平成15年4月 資材調達部長 平成21年4月 製品開発部長 平成23年4月 開発本部長 兼 神戸R&Dセンター 長 (現在) 平成24年4月 モノづくり改革本部長 (現在) 平成24年6月 取締役 (現在) 開発担当 (現在)	10,265株
6	※ おおしま けいじ 大島 敬二 (昭和33年2月14日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年4月 総務人事部長 (現在) 平成24年4月 管理本部長 (現在)	11,658株
7	しせき のぶお 志関 誠 男 (昭和19年9月10日生)	昭和44年4月 藤倉電線株式会社 入社 (現・株式会社フジクラ) 平成8年4月 成蹊大学 理工学部 非常勤講師 平成14年7月 フジモールド株式会社 社長 平成17年2月 株式会社フジクラコンポーネンツ 常務取締役 平成23年6月 当社取締役 (現在)	3,982株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 志関 誠男氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役に就任して2年であります。
4. 志関 誠男氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営等を通じて培った豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断したためであります。
5. 志関 誠男氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしていることから、本議案が承認可決され同氏が社外取締役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、志関 誠男氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当該社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 松村 安之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<small>やまもと てつお</small> 山本 哲男 (昭和31年9月3日生)	昭和54年10月 司法試験合格 昭和57年4月 大阪弁護士会登録 昭和59年4月 原田・山本法律事務所 パートナー 平成18年4月 山本法律事務所開設 (現在) (重要な兼職の状況) 山本法律事務所 所長	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本 哲男氏は、新任候補者であります。
3. 山本 哲男氏は社外監査役候補者であります。
4. 山本 哲男氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培った豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから社外監査役としての役割を十分に遂行できるものと判断したためであります。
5. 当社は、山本 哲男氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当該社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

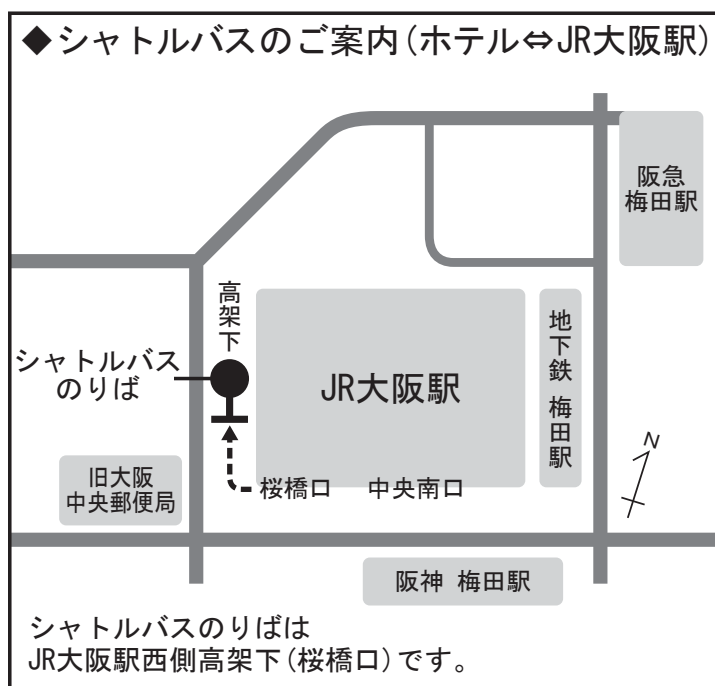
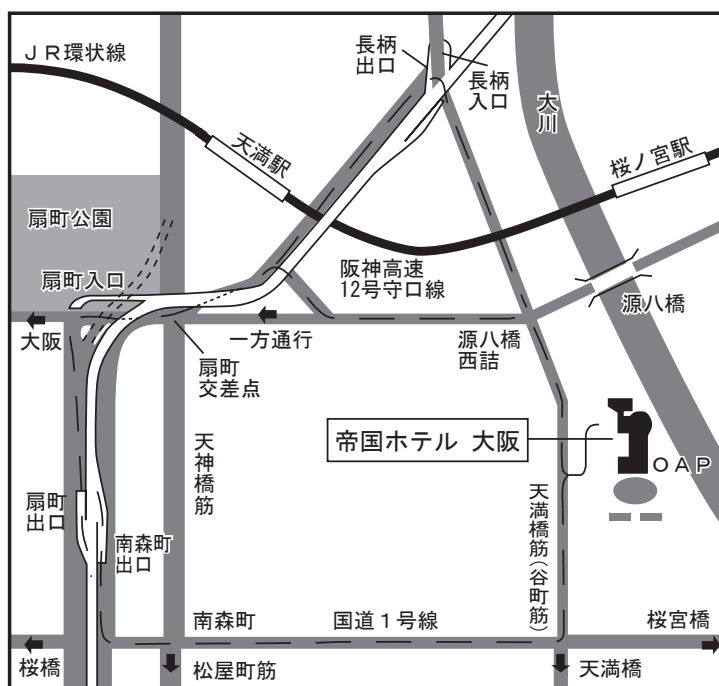
以上

株主総会会場ご案内図

大阪市北区天満橋 1丁目 8番50号

帝国ホテル 大阪

5階 八重の間



- 〈徒歩〉
- JR環状線 桜ノ宮駅より約5分
 - JR東西線 大阪天満宮駅より約10分
 - 地下鉄谷町線・堺筋線 南森町駅より約12分
 - 地下鉄堺筋線 扇町駅より約10分

- 〈シャトルバス〉
- JR大阪駅西側高架下（桜橋口を出て右）よりホテルまで運行
 - 午前8時05分～午後8時50分まで
 - 毎時 05分 20分 35分 50分

